

4 資 料

4-1	職員配置表	4-1
4-2	職員名簿.....	4-3
4-3	研修関係.....	4-5
4-4	歳入歳出の概要	4-11
4-5	衛生検査.....	4-15
4-6	主要備品.....	4-17
4-7	情報広場.....	4-21
4-8	仙台市衛生研究所条例	4-32
4-9	地方衛生研究所等の整備における留意事項	4-33
4-10	地域保健法及び地域保健法施行規則（抄）	4-40
4-11	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（抄）	4-42

4-1 職員配置表

1) 令和7年度

(令和7年10月1日現在)

部門職名	職種※	事務系	技術系						合計	
			獣医師	薬剤師	技師 臨床検査	技師 化学	技師 理工学	技師 農学		その他
所長								1	1	
微生物課	課長							1	1	
	主幹					1	1		2	
	企画調整係	係長(主幹兼)					(1)			(1)
		主任	2						1	3
		技師					1			1
	細菌係	係長(主幹兼)							(1)	(1)
		主査			1				1	2
		総括主任			1					1
		主任							3	3
		技師							1	1
	ウイルス係	係長		1						1
		主査		1						1
		主任				1				1
		技師		1						1
小計(所長を含む)		2	3	2	1	2	8	1	19	
理化課	課長			1					1	
	主幹			1		1			2	
	環境水質係	係長(主幹兼)					(1)			(1)
		主査					1			1
		総括主任					1			1
		主任					1		2	3
	食品係	係長(主幹兼)			(1)					(1)
		主査							1	1
		主任			2				1	3
		技師						1	1	2
	大気係	係長					1			1
		副主幹					1			1
		主任					2			2
		技師					1			1
小計				4		9	1	5	19	
合計		2	3	4	2	10	3	13	38	

()内の人数は再掲

※衛生行政報告例の職種による

2) 令和6年度

(令和6年4月1日現在)

部門職名	職種※	事務系	技 術 系							合計	
			獣医師	薬剤師	技臨床検査師	技化学職員系	技理工学職員系	技農学職員系	その他		
所	長								1	1	
微生物課	課	長							1	1	
	主 幹						1			1	
	企画調整係	係 長(主幹兼)					(1)				(1)
		主 査		1					1	1	3
		主 任	1							1	2
		主 事	1								1
	細菌係	係 長							1		1
		主 査				1			1		2
		主 任		1					1		2
		技 師				1			2		3
	ウイルス係	係 長		1							1
		主 任					1				1
		技 師		1				1			2
小 計(所長を含む)		2	4		2	1	2	8	2	21	
理化課	課	長							1	1	
	主 幹				1		1	1			3
	環境水質係	係 長(主幹兼)						(1)			(1)
		主 査					1				1
		総 括 主 任					1		1		2
		主 任							1		1
		技 師							2		2
	食品係	係 長(主幹兼)			(1)						(1)
		主 任			2				2		4
		技 師							1		1
	大気係	係 長(主幹兼)					(1)				(1)
		主 査					1				1
		主 任					2				2
技 師						1				1	
小 計				3		7	1	8		19	
合 計		2	4	3	2	8	3	16	2	40	

()内の人数は再掲

※衛生行政報告例の職種による

4-2 職員名簿

1) 令和7年度

(令和7年10月1日現在)

所		長	戸 井 田 和 弘									
微		課 長	松 原 弘 明		理	課 長	岡 田 章 利					
		主 幹	包 智 子			主 幹	関 根 百 合 子					
		主 幹	高 橋 愛			主 幹	山 田 谷 導 幸					
	企 画 調 整 係		係 長 (兼)	(包主幹事務取扱)		環 境 水 質 係	係 長 (兼)	(山田谷主幹事務取扱)				
			主 任	稲 葉 明 子			主 査	東 海 敬 一				
			主 任	西 牟 田 浩 司			総 括 主 任	鈴 木 聖 子				
			主 任	小 原 田 将 徳			主 任	白 寄 り か				
	生			丹 野 光 里		化	主 任	根 岸 真 奈 美				
		細		係 長 (兼)			(高橋主幹事務取扱)		主 任	相 田 英 輝		
				主 査			千 田 恭 子		食 品 係	係 長 (兼)	(関根主幹事務取扱)	
			主 査	木 下 や よ い			主 査	千 葉 裕 太 郎				
菌 係				総 括 主 任	大 山 文		主 任	高 橋 由 香 里				
			主 任	高 橋 尚 子			主 任	三 浦 奈 那 美				
			主 任	神 鷹 望			主 任	大 野 澤 絵 美				
課			主 任	久 野 未 歩			学 課		内 ケ 崎 捺 美			
				齋 藤 浩 唯					天 野 鈴 乃			
		ウ イ ル ス 係		係 長	上 野 真 理 子			大 気 係	係 長	赤 間 博 光		
			主 査	吉 住 美 奈		副 主 幹			庄 司 岳 志			
	主 任	阿 藤 美 奈 子		主 任	佐 藤 皓							
		鹿 野 耀 子		主 任	伊 勢 里 美							
							青 木 智 也					

2) 令和6年度

(令和6年4月1日現在)

所		長		戸井田和弘									
微生物	課	長	松原弘明		理化	課	長	山田信之					
		主	幹			包智子	主	幹	庄司岳志				
	企 画 調 整 係		係	長(兼)		(包主幹事務取扱)	主	幹	関根百合子				
			主	査		吉住美奈	主	幹	山田谷導幸				
			主	査		加藤碧	環 境 水 質 係		係	長(兼)		(山田谷主幹事務取扱)	
			主	査		相原健二			主	査		東海敬一	
			主	任		稲葉明子			總	括主任		鈴木聖子	
			主	任		西牟田浩司			總	括主任		遠藤由紀	
						小原田将徳			主	任		白寄りか	
						高橋愛					根岸真奈美		
						千田恭子					氏家澄香		
	物 菌 係		主	査		木下やよい	食 品 係		係	長(兼)		(関根主幹事務取扱)	
			主	任		大森恵梨子			主	任		高橋由香里	
			主	任		神鷹望			主	任		三浦奈那美	
						大下美穂			主	任		大野澤絵美	
						久野未歩			主	任		千葉裕太郎	
					齋藤浩唯						林柚衣		
					上野真理子	大 気 係			係	長(兼)		(庄司主幹事務取扱)	
課		主	任		阿藤美奈子			主	査		赤間博光		
					鹿野耀子			主	任		佐藤皓		
					丹野光里			主	任		相田英輝		
										伊勢里美			

4-3 研修関係

所外研修関係

年月日	研修・講習会名	主催（研修先）	場所	研修者
6. 4. 11～12	地方衛生研究所サーベイランス業務従事者研修	国立感染症研究所	web	吉住・加藤
6. 4. 16～19	HPLC/Agilent セミナーウィーク	アジレント・テクノロジー(株)	web	山田, 庄司, 関根, 東海, 遠藤, 鈴木, 白寄, 氏家, 根岸, 高橋(由), 千葉, 三浦(奈), 林, 佐藤, 伊勢, 大野澤
6. 4. 18	PFAS の評価に必要な分析技術	サーモフィッシャーサイエンティフィック(株)	web	東海
6. 4. 30	地衛研 Web セミナー第 4 回 Mini「不明疾患における NGS 解析法について考えてみる」	地方衛生研究所全国協議会	web	上野, 阿藤, 丹野, 鹿野
6. 5. 17	FT-IR・近赤外基礎セミナー	サーモフィッシャーサイエンティフィック(株)	仙台市	白寄, 氏家, 千葉
6. 5. 17, 24	LC と GC の基礎	アジレント・テクノロジー(株)	web	関根, 遠藤, 白寄, 高橋(由), 三浦(奈), 千葉, 林, 大野澤
6. 5. 21	第 33 回感染研シンポジウム	国立感染症研究所	web	上野, 阿藤, 鹿野
6. 5. 24	第 1 回感染症危機管理研修会	国立感染症研究所	web	吉住, 加藤, 大下, 丹野
6. 5. 24	令和 6 年度 病原体等の包装・運搬講習会	国立感染症研究所	東京都	鹿野
6. 6. 4	RSV サーベイランス説明会	国立感染症研究所	web	上野, 阿藤, 丹野, 鹿野
6. 6. 5	令和 6 年度第 1 回地方衛生研究所等を対象とした微生物分野の基礎的な研修	国立感染症研究所	web	高橋, 上野, 阿藤, 丹野, 鹿野
6. 6. 7	変化する社会の中で大気環境の知見や資源を生かす取組と発信を考える	大気環境学会関東支部科学コミュニケーション部会研究フォーラム	web	赤間

年月日	研修・講習会名	主催（研修先）	場所	研修者
6.6.6, 13	薬品の取り扱いについて-労働安全衛生編-	関東化学(株)	web	山田谷, 関根, 赤間, 鈴木, 遠藤, 白寄, 高橋(由), 三浦(奈), 千葉, 大野澤, 根岸, 林
6.6.7	品質信頼性セミナー	アオバサイエンス	仙台市	根岸, 氏家
6.6.13	信頼性確保部門責任者研修会	厚生労働省	東京都	三浦(奈)
6.6.18	2024 年残留農薬分析国際交流会セミナー	残留農薬分析国際交流会	東京都	千葉
6.7.5	食物アレルギーの最新動向と食物アレルギーキットを用いた管理方法	関東化学(株)	web	関根, 千葉, 林
6.7.9	衛生管理者研修	中央労働災害防止協会 東北安全衛生サービスセンター	仙台市	関根
6.7.20	みちのくウイルス塾	仙台医療センター	仙台市	上野, 鹿野
6.7.23	柴田科学オンラインセミナー 理化学ガラス器具の正しい知識と取り扱いについて	(株)アオバサイエンス	web	高橋(由), 林, 橋浦
6.7.26	FDSC 食品衛生精度管理セミナー	(一財)食品薬品安全センター	東京都	高橋(由)
6.8.7	令和6年度第2回 II型共同研究第8期 0x 高濃度グループ会合	国立環境研究所	web	赤間
6.9.5~6	令和6年度検査能力向上講習会(初任者向け)	国立感染症研究所	web	上野, 阿藤, 丹野, 鹿野
6.9.9	コロナ研究成果報告会	国立感染症研究所	web	上野, 阿藤, 丹野, 鹿野
6.9.12	食品微生物検査の自動化体験セミナー	ビオメリュー・ジャパン(株)	仙台市	高橋, 大森, 齋藤
6.9.17	保護具着用管理責任者教育	(一社)安全衛生マネジメント協会	仙台市	佐藤, 高橋
6.9.17~18	第13回 有毒微生物国際シンポジウム	UJNR 有毒微生物専門部会日米合同部会	web	戸井田, 関根

年月日	研修・講習会名	主催（研修先）	場所	研修者
6. 9. 25	工業用水・工場排水試験方法制定説明会	(一社)産業環境管理協会	web	山田谷, 東海, 鈴木, 遠藤, 白寄, 根岸, 氏家
6. 9. 25~27	薬剤耐性菌の検査に関する研修（基本コース）	国立感染症研究所	web 東京都	大下, 久野, 高橋, 神鷹
6. 9. 26	ノロウイルス情報交換会	国立感染症研究所	web	上野, 阿藤, 丹野, 鹿野
6. 10. 1	新興感染症初動対応訓練	仙台市保健所	web	松原, 包, 吉住, 上野, 阿藤, 丹野, 鹿野
6. 10. 8	薬剤耐性菌の検査に関する研修（アップデートコース）	国立感染症研究所	web	久野, 高橋, 神鷹
6. 10. 9	第2回感染症危機管理研修会	国立感染症研究所	web	吉住・加藤
6. 10. 10~11	食品汚染カビ検査実習（基礎2日間）	(公社) 日本食品衛生協会	東京都	齋藤
6. 10. 11	島津高速液体クロマトグラフ Prominence メンテナンス講習会	(株)島津製作所	仙台市	赤間
6. 10. 28	デジタルPCRセミナー	国立感染症研究所	web	上野, 阿藤, 鹿野
6. 10. 30~31	環境研究総合推進費【1-MF-2301(3)】地環研机上演習	国立環境研究所	茨城県	東海
6. 10. 31	令和6年度河川マイクロプラスチック調査研修	(株)環境管理センター(環境省受託事業)	web	山田, 山田谷
6. 11. 14	令和6年度地方衛生研究所等職員セミナー(初任者向け) (ノロウイルス)	地方衛生研究所全国協議会	web 東京都	上野, 阿藤, 丹野, 鹿野
6. 11. 14~15	第51回環境保全・公害防止研究発表会	環境省, 全国環境研究議会, 奈良県	奈良県	氏家
6. 11. 19 ~ 20、 11. 27	バイオセーフティ技術講習会 基礎コース第54期	バムサ	web 東京都	丹野
6. 11. 19	地研 web セミナー第5回「Mini」	地方衛生研究所全国協議会	web	上野, 鹿野
6. 12. 16	コロナ・新興感染症シンポジウム	公益財団法人全日本科学技術協会	web	上野
6. 12. 16	急性呼吸器感染症 (ARI)サーベイランスに関する地衛研向け意見交換会	国立感染症研究所	web	上野, 阿藤, 丹野

年月日	研修・講習会名	主催（研修先）	場所	研修者
6. 12. 18～19	令和6年度希少感染症診断技術研修会	国立感染症研究所	web	高橋, 千田, 木下, 大森, 神鷹, 大下, 久野, 齋藤, 上野, 阿藤, 丹野, 鹿野
6. 12. 20	第3回感染症危機管理研修会	国立感染症研究所	web	吉住, 加藤, 上野, 丹野
6. 12. 23	Ⅱ型共同研究 G1③0x 基準超過要因解析チーム会合	国立環境研究所	web	赤間
6. 12. 26	動物由来感染症対策技術研修会	国立感染症研究所	web	丹野
7. 1. 17	地方衛生研究所全国協議会 第1回職員の実験検査技術の啓発に関する取組	地方衛生研究所全国協議会	東京都	千葉
7. 1. 17	Ⅱ型共同研究 G1①0x トレンド解析チーム会合	国立環境研究所	web	赤間
7. 1. 21	第34回島根県保健環境科学研究所・原子力環境センター研究発表会	島根県保健環境科学研究所	web	高橋, 上野, 阿藤, 丹野, 鹿野
7. 1. 23	仙台空港検疫感染症措置訓練	仙台検疫所仙台空港検疫所支所	仙台空港	上野
7. 1. 27～28	環境科学セミナー	環境省	東京都	東海, 根岸
7. 1. 31	感染症危機管理研修会	東北医科薬科大学病院	東北医科薬科大学病院	吉住, 上野
7. 1. 31	令和6年度新潟県保健環境科学研究所調査研究発表会	新潟県保健環境科学研究所	web	関根, 東海, 千葉
7. 2. 5～6	動物由来感染症リファレンスセンター研修会 (SFTS)	国立感染症研究所	web	阿藤
7. 2. 13	地方衛生研究所全国協議会理化学部会 衛生理化学分野研修会	地方衛生研究所全国協議会理化学部会	web	東海, 鈴木, 遠藤, 白寄, 根岸, 氏家
7. 2. 18～19	地域保健総合推進事業発表会	(一財)日本公衆衛生協会	web	大野澤, 高橋, 千田, 木下, 神鷹, 大森, 大下, 齋藤
7. 2. 27～28	第38回公衆衛生情報研究協議会総会・研究会	公衆衛生情報研究協議会	web	吉住

年月日	研修・講習会名	主催（研修先）	場所	研修者
7. 2. 28	令和6年度地方感染症情報センター 担当者会議	地方衛生研究所全国協議会 保健情報疫学部会	web	吉住
7. 2. 28	日本食品衛生学会北海道・東北ブ ロックセミナー	(公社)日本食品衛生学会 北海道・東北ブロック	仙台市	関根, 三浦(奈), 大野澤
7. 2. 28	地衛研におけるゲノム検査等に係 る人員体制及び人材育成法を確立 するための研究班報告会	地方衛生研究所全国協議会	web	高橋, 千田, 木 下, 神鷹, 大森, 大下, 久野, 齋 藤, 上野, 阿藤, 丹野, 鹿野
7. 3. 6	食品内で発見される昆虫等に関す る技術研修会	地方衛生研究所全国協議会 保健情報疫学部会	web	関根, 大野澤, 高 橋, 木下, 上野, 鹿野
7. 3. 7	宮城県保健環境センター研究発表 会	宮城県保健環境センター	web	高橋, 千田, 木 下, 神鷹, 大森, 齋藤, 上野, 阿 藤, 丹野, 鹿野
7. 3. 10	食品苦情に関する技術研修	地方衛生研究所全国協議会	web	山田, 関根, 三浦 (奈), 千葉, 大野 澤
7. 3. 11	精度管理部会研修（麻疹風疹）	国立感染症研究所	web	阿藤, 丹野
7. 3. 17	いわゆる「健康食品」に関する意見 交換会(大阪会場)	消費者庁, 内閣府食品安全委 員会	web	関根
7. 3. 19	RS ウイルス感染症サーベイランス システムの整備・流行動態解明及び 病態形成・重症化因子の解明に関す る開発研究	RS サーベイランス AMED 研究 班	Web	上野, 阿藤, 鹿野
6. 6. 13~7. 3. 31	令和6年度研修支援教材	環境省環境調査研究所	web	理化学課全員

仙台市衛生行政関連研修関係

年月日	研修・講習会名	主催（研修先）	研修者
6. 4. 18	令和 6 年度保健福祉行政職員研修	健康福祉局総務課	大野澤、西牟田、小原田
7. 1. 27	地域保健福祉業績発表会	健康福祉局総務課	高橋、木下、大森、大下、久野、齋藤
7. 1. 29	院内感染対策等に係る研修会	健康福祉局仙台市保健所	神鷹、上野、鹿野
7. 2. 6	院内感染対策等に係る現場研修会 （東北大学病院）	健康福祉局仙台市保健所	上野
7. 2. 6	衛生業務研修会	泉区保健福祉センター衛生課	関根、高橋（由）、三浦（奈）、千葉
7. 2. 13	食品の安全性に関する講演会	健康福祉局保健所生活衛生課	関根、高橋（由）、大野澤、千葉
7. 2. 17	食品衛生関係職員研修会	健康福祉局保健所生活衛生課	大野澤、高橋、木下、神鷹、大下、久野、齋藤
7. 2. 20	院内感染対策等に係る現場研修会 （東北大学病院）	健康福祉局仙台市保健所	神鷹

所内研修関係

年月日	研修・講習会名	研修者
6. 4. 26	労働安全衛生法の概要に関する研修	理化学課全員
6. 5. 31	化学物質管理者専門的講習の課内伝達講習	理化学課全員
6. 7. 4	シーケンサ研修	細菌係、ウイルス係
6. 7. 31	衛生管理者研修の課内伝達講習	理化学課全員
6. 9. 25	保護具管理者研修の課内伝達講習	理化学課全員
7. 2. 7	リアルタイム PCR 研修	細菌係、ウイルス係

4-4 歳入歳出の概要

(1) 令和6年度決算

歳 入

(単位 : 円)

目	予 算 額	決 算 額	摘 要
			件 円
健康福祉手数料	107,190,000	83,066,540	食品衛生検査 1,672 41,343,180
			水質検査 196 13,773,500
			大気汚染検査 427 22,272,600
			病原細菌検査 156 490,380
			ウイルス,血清,病理検査 48 990,180
			産業廃棄物検査 29 3,511,400
			その他検査 88 685,300
			計 2,616 83,066,540
健康福祉費国庫負担金	11,312,000	19,716,000	感染症予防事業費国庫負担金
健康福祉費国庫負担金	7,915,000	9,739,850	感染症発生動向調査事業国庫負担金
健康福祉費国委託金	1,300,000	460,067	化学物質環境実態調査委託金
雑 入	0	0	研究助成金

歳 出 衛生研究所費

(単位 : 円)

節	予 算 額	決 算 額	不 用 額
報 償 費	0	0	0
旅 費	1,724,000	949,876	774,124
需 用 費	87,893,000	63,199,963	24,693,037
役 務 費	1,643,000	1,132,862	510,138
委 託 料	257,027,000	117,744,588	139,282,412
使用料及び賃借料	6,262,000	5,729,763	532,237
工 事 請 負 費	3,509,840,440	3,288,057,520	221,782,920
備 品 購 入 費	330,647,000	92,248,871	238,398,129
負担金、補助及び交付金	484,000	412,670	71,330
補修・補填及び賠償金	0	0	0
合 計	4,195,520,440	3,569,476,113	626,044,327

歳出 予防費 (単位：円)

節	予算額	決算額	不用額
旅費	104,000	25,840	78,160
需用費	24,219,000	23,925,246	293,754
役務費	884,000	820,503	63,497
委託料	3,867,000	2,787,400	1,079,600
使用料及び賃借料	2,105,000	1,712,700	392,300
備品購入費	20,340,000	20,202,512	137,488
負担金	0	0	0
合計	51,519,000	49,474,201	2,044,799

歳出 環境衛生費 (単位：円)

節	予算額	決算額	不用額
旅費	56,000	0	56,000
需用費	200,000	161,174	38,826
役務費	34,000	18,980	15,020
合計	290,000	180,154	109,846

歳出 環境保全費 (単位：円)

節	予算額	決算額	不用額
需用費	2,969,000	2,935,537	33,463
合計	2,969,000	2,935,537	33,463

歳出 防災対策費 (単位：円)

節	予算額	決算額	不用額
需用費	8,589	8,589	0
合計	8,589	8,589	0

(2) 令和7年度当初予算

歳 入

(単位 : 千円)

目	予 算 額	摘 要
		件 千円
		食品衛生検査 2,507 57,299
		水質検査 192 15,590
		大気汚染検査 421 23,015
健康福祉手数料	104,058	病原細菌検査 101 421
		ウイルス、血清、病理検査 73 1,441
		産業廃棄物検査 38 4,188
		その他検査 131 2,104
		計 3,463 104,058
健康福祉費国庫負担金	2,074	感染症予防事業費国庫負担金 2,074
健康福祉費国庫負担金	15,900	感染症発生動向調査事業国庫負担金 15,900
健康福祉費国委託金	1,300	化学物質環境実態調査委託金 1,300

歳 出

衛生研究所費

(単位 : 千円)

節	予 算 額	摘 要
報 償 費	0	
旅 費	2,582	
需 用 費	113,132	
役 務 費	1,589	
委 託 料	73,570	
使用料及び賃借料	23,544	
工 事 請 負 費	12,150	
備 品 購 入 費	10,972	
負担金、補助及び交付金	958	
合 計	238,497	

歳出 予防費 (単位：千円)

節	予算額	摘要
旅費	66	
需用費	31,867	
役務費	907	
委託料	3,852	
使用料及び賃借料	5,416	
備品購入費	4,150	
合計	46,258	

歳出 環境衛生費 (単位：千円)

節	予算額	摘要
旅費	60	
需用費	960	
役務費	30	
合計	1,050	

歳出 環境保全費 (単位：千円)

節	予算額	摘要
需用費	2,969	
合計	2,969	

4-5 衛生検査

衛生行政報告例第14表(令和6年4月～令和7年3月)検査件数

単位:件

		依 頼 に よ る も の				依 頼 に よ ら ない も の	計
		住 民	保 健 所	保 健 所 以 外 の 行 政 機 関	そ の 他 (医 療 機 関, 学 校, 事 業 所)		
結核	分離・同定・検出		43				43
	核酸検査		2				2
	化学療法剤に対する耐性検査						
性病	梅毒						
	その他						
リウケイツルチスア等	分離・同定・検出	ウイルス		251			251
		リケッチア					
		クラミジア・マイコプラズマ					
	抗体検査	ウイルス		15			15
		リケッチア					
クラミジア・マイコプラズマ							
病原微生物の動物試験							
寄生虫等	原虫						
	寄生虫						
	そ族・節足動物						
	真菌・その他						
食中毒	病原微生物検査	細菌		100			100
		ウイルス		4			4
		核酸検査		140			140
	理化学的検査						
	動物を用いる試験						
	その他						
臨床検査	血液検査(血液一般検査)						
	血清等検査	エイズ(HIV)検査					
		HBs抗原、抗体検査					
		その他				4	4
	生化学検査	先天性代謝異常検査					
		その他					
	尿検査	尿一般					
		神経芽細胞種					
		その他					
	アレルギー検査(抗原検査・抗体検査)						
その他					1	1	
食品等検査	微生物学的検査			1,175			1,175
	理化学的検査(残留農薬・食品添加物等)			310			310
	動物を用いる試験						
	その他						
細菌検査 (上記以外)	分離・同定・検出			146	3	79	228
	核酸検査			143		74	217
	抗体検査						
	化学療法剤に対する耐性検査					36	36

単位:件

		依 頼 に よ る も の				依 頼 に よ ら ない も の	計
		住 民	保 健 所	保 健 所 以 外 の 行 政 機 関	そ の 他 (医 療 機 関, 学 校, 事 業 所)		
家 庭 薬 品 ・ 等 検 査	医薬品						
	医薬部外品						
	化粧品						
	医療用具						
	毒劇物						
	家庭用品		82				82
	その他						
栄養関係検査							
水 道 等 水 質 検 査	水道原水	細菌学的検査		7			7
		理化学的検査					
		生物学的検査					
	飲用水	細菌学的検査		24			24
		理化学的検査		28			28
	利用水等(プール水等を含む)	細菌学的検査		7			7
理化学的検査							
廃 棄 物 関 係 検 査	一般廃棄物	細菌学的検査					
		理化学的検査					
		生物学的検査					
	産業廃棄物	細菌学的検査					
		理化学的検査			25		25
		生物学的検査					
環 境 ・ 公 害 関 係 検 査	大気検査	SO ₂ ・NO ₂ ・OX等			10		10
		浮遊粒子状物質					
		降下煤塵					
		有害化学物質・重金属等			287		287
		酸性雨					
		その他			234		234
	水質検査	公共用水域			28		28
		工場・事業場排水			104	24	128
		浄化槽放流水			19		19
		その他			21	36	57
		騒音・振動					
	悪臭検査			4		4	
	土壌・底質検査						
	環境生物検査	藻類・プランクトン・魚介類					
		その他					
一般室内環境			4		4		
その他							
放 射 能	環境試料(雨水・空気・土壌等)						
	食品		127	20		147	
	その他						
温泉(鉱泉)泉質検査							
その他					6	6	

4-6 主要備品

1. 令和6年度整備備品 (検査機器)

(単位：円)

品名	形式	数量	整備年月日	価格
ガスクロマトグラフ 質量分析装置	アジレント・テクノロジー(株) 7890/7000D (リースアップ品)	1	R6.4.1	(3,410,000)
小型卓上遠心機	エッペンドルフ・ハイマック・テクノロジー CT18R、T18A41	1	R7.3.24	1,386,000
バイオハザード対応オート クレーブ	トミー精工 BSX-500	1	R7.3.25	1,199,000
気中水銀測定装置	日本インスツルメンツ(株) WA-5A オ ートサンプルチェンジャー付 TC-WA	1	R7.3.25	6,080,000
高速液体クロマトグラフ	アジレント・テクノロジー(株) 1260 Infinity II	1	R7.3.28	12,100,000
ガスクロマトグラフ 質量分析計	アジレント・テクノロジー(株) 8860 GCMS パージ&トラップ	1	R7.3.28	14,300,000
ノンフロン超低温フリー ザー	PHC MDF-DU300H-PJ	1	R7.3.31	1,533,400
キャンピロインキュベーター	ヒラサワ HZC-3	2	R7.3.31	4,798,200
バイオ用クリーンベンチ	HITACHI CCV-967E	3	R7.3.31	3,432,000
バイオ用クリーンベンチ	HITACHI CCV-1307E	1	R7.3.31	1,367,300
バイオ用クリーンベンチ	HITACHI CCV-1917E	1	R7.3.31	2,250,600
安全キャビネット	HITACHI SCV-1309EC II A2	1	R7.3.31	1,806,200
遺伝子解析装置	アプライトバイオシステムズ SeqStudio	1	R6.7.1	(リース)

2. 主要備品一覧

令和7年3月31日現在

(単位：円)

品名	形式	数量	整備年月日	価格
純水製造装置	ミリポア Elix Advantage5 E-PODプラス	1	R01.07.31	1,209,600
オートダイリユーター	エムエステクノス BISTEQUE 303	1	H28.07.27	1,846,800
全自動核酸抽出増幅装置	日本ベクトン・ディキンソン BDマックス	2	R02.10.30	27,500,000
全自動核酸抽出装置	キアゲン QIAcube Prio Plus	1	H27.04.01	(リース)
	サーモフィッシャーサイエンティフィック(株) KingFisherDuoPrime	1	R02.05.15	3,300,000
	キアゲン QIAcube Connect	1	R02.05.15	2,717,000
次世代遺伝子解析装置	Miseq システム (イルミナ)、CLC Genomics	1	R03.08.30	19,921,000

品名	形式	数量	整備年月日	価格
遺伝子増幅装置	DNA Engine Tetrad2 PTC-0240 (リースアップ品)	1	H21.04.01 (H26.04.01)	(233,800)
	バイオラッド社 C1000 Touchサーマルサイクラー及びS1000サーマルサイクラー	1	H30.02.09	2,354,400
	バイオラッド社 C1000 Touchサーマルサイクラー及びS1000サーマルサイクラー	1	R02.02.20	3,100,900
遺伝子増幅装置 (LAMP法)	栄研化学 Loopamp リアルタイム濁度測定装置	1	H16.03.19	1,995,000
遺伝子増幅装置 (定量PCR)	アプライドバイオシステムズ ABI PRISM7000	1	H14.03.20	7,969,500
	アプライドバイオシステムズ 7500fast	1	H21.07.03	7,245,000
		1	H28.10.31	7,884,000
	サーモフィッシャーサイエンティフィック(株) Quant Studio5	1	R02.05.15	7,403,000
電気泳動ゲル撮影装置	FAS-IVフルシステム	1	H27.11.06	1,066,500
全自動電気泳動システム	アジレント・テクノロジー(株) Agilent4200 TapeStation G2991A	1	R03.03.10	5,280,000
全自動遺伝子解析装置	アプライドバイオシステムズ 3500 ジェネティックアナライザ 3500-SF-AB	1	H23.05.26	16,800,000
高速冷却遠心機	KUBOTA Model 6200	1	H22.09.30	1,680,000
	KUBOTA Model 6200	1	R02.07.30	2,497,000
	KUBOTA Model 6200	1	R02.09.30	2,098,800
マイクロ冷却遠心機	久保田商事 モデル 3740	1	H12.10.17	1,401,750
	久保田商事 1-15K	1	H16.06.30	1,008,000
ユニバーサル冷却遠心機	久保田商事 モデル 5922	1	H15.06.27	1,018,500
CO ₂ インキュベーター式	サンヨー MCO-36AIC(UV)	1	H18.08.31	1,814,400
	サンヨー MCO-38AIC(UV)	1	H23.08.31	1,991,850
嫌気性培養装置	平山製作所製 FA-12M	1	H21.08.20	1,471,050
パルスフィールド電気泳動装置システム	日本バイオラッドラボラトリーズ(株) 170-3671A	1	H13.02.26	11,812,500
パルスフィールド電気泳動システム	電気泳動システム Bio・Rad社 CHEF Mappe	1	R04.01.31	6,875,000
バイオハザード対応オートクレーブ	トミー精工 SX-500BH	1	H18.07.12	1,239,000
	トミー精工 LSX-700S	1	H21.02.26	1,533,000
	トミー精工 LSX-700S	1	H26.03.17	1,396,500
	トミー精工 BSX-500	3	R02.05.28	2,801,481
	トミー精工 BSX-500	1	R03.10.18	930,050
	トミー精工 BSX-500	1	R04.07.25	925,650
安全キャビネット	日本エアテック BHC-1001ⅡB3-ⅡA	1	H03.11.21	1,288,530
	日本エアテック BHC-1901ⅡB3	1	H03.11.30	1,653,150

品名	形式	数量	整備年月日	価格
安全キャビネット	日本エアテック BHC-1303ⅡA/B3	1	H13.11.09	1,829,835
	日本エアテック BHC-1903ⅡA/B3	1	H14.12.26	3,024,000
	日本エアテック BHC-1304ⅡA/B3	1	H16.10.29	1,921,500
	日立 SCV-1608 ECⅡ AⅡ	1	H25.03.26	1,659,000
	日本エアテック BHC-1910ⅡA2	1	R02.09.28	2,643,300
	日本エアテック BHC-1910ⅡA2	1	R6.1.30	4,818,000
卓上型キャビネット	日本エアテック BHC-T701ⅡA2-G	1	R02.09.28	1,206,700
超低温槽	レブコ ULT-1490TE1	1	H15.09.26	1,449,000
	レブコ ULT-1490-5JD-B	1	H19.08.31	1,890,000
	ハナソニックヘルスケア(株)ハニオメテック MDF-394-PJ,MDF-39SC-PJ	1	H26.03.13	1,464,540
超低温フリーザー	(株)PHC MDF-DU300H-JP	1	H27.02.18	1,719,360
	(株)PHC MDF-DU300H-JP	1	H31.01.10	1,544,400
	(株)PHC MDF-DU300H-JP	1	R01.09.26	1,296,000
	(株)PHC MDF-DU300H-JP	2	R03.03.22	2,640,000
	(株)PHC MDF-DU300H	1	R04.09.26	1,589,500
顕微鏡(培養倒立)	オリンパス CKX53-22PH	1	R03.03.22	1,606,000
写真顕微鏡システム	オリンパス AHS-514	1	H01.12.01	5,201,500
位相差分散顕微鏡	ニコン 80i TP-DPH	1	H17.12.22	1,627,500
位相差顕微鏡	カールツァイスマイクロイメージ AxioScopeA1 HAL1006×H	1	H21.03.23	1,984,500
走査型電子顕微鏡元素 分析装置	日本電子(株)JSM-6510LA	1	H23.07.01	(リース)
偏光分散顕微鏡	ニコン ECLIPSE LV-UDM-POL/DS	1	H21.05.22	2,625,000
マイクロウェーブ試料分解 装置	(株)アントンパール・ジャパン製 Multiwave5000	1	R04.02.15	7,975,000
	パーキンエルマー・ジャパン Multiwave3000型	1	H24.8.31	4,935,000
低温灰化装置	ヤマト科学 PR300	1	H18.02.15	3,360,000
イオンクロマトグラフ	日本電気(株)ISC-5000型	1	H23.09.30	7,967,400
ガスクロマトグラフ	島津 GC-2010 悪臭分析システム	1	H16.01.30	5,344,500
	アジレント 6890N	1	(H28.04.01)	(リースアップ)
	島津 GC-2014	1	H31.02.08	6,523,200
ガスクロマトグラフ質量 分析計	島津製作所製 GCMS-TQ8040	1	H28.03.04	15,854,400
	アジレント 5975inertMSD (リースアップ品)	1	H18.07.01 (H28.04.01)	(1,303,776)
	アジレント 7000D	1	H28.11.01	(リース)
気中水銀測定装置	日本インスツルメンツ(株)WA-4型	1	H23.09.15	2,778,300
加熱気化水銀装置	日本インスツルメンツ MA3000	1	H31.03.18	5,950,800
フレーム原子吸光分析装置	バリアン SpectrAA 280FS	1	H17.06.30	7,224,000

品名	形式	数量	整備年月日	価格
誘導結合高周波プラズマ質量分析装置	アジレント 7800	1	H30.07.01	(リース)
高速液体クロマトグラフ	ウォータース アライアンス H P L C システム	1	H15.08.25	7,864,500
	アジレント 1260Infinity II	1	H31.02.20	10,152,000
高速液体クロマトグラフ質量分析計	アプライドバイオシステムズ ジャパン A P I 3000	1	H17.03.18	34,965,000
	(株)エービー・サイエックス QTRAP 4500	1	H26.11.14	25,790,400
カルバメートアナライザー	島津製作所 CBM-20A (リースアップ品)	1	H19.05.01 (H29.04.01)	(297,043)
水質自動測定器	ヒーエルテック(株)オートアナライザー QuAAtro 2・HR	1	H22.07.20	16,747,500
全有機体炭素計	島津 TOC-LCPH	1	R01.08.19	5,529,600
	島津 TOC-VCPH	1	H17.06.01	5,145,000
水分活性測定装置	ロトロニック社 AW-4 (インキュベーター含む)	1	H06.08.31	1,534,700
吸着加熱濃縮装置	A T D 4 0 0	1	H09.11.28	3,748,500
液体窒素用容器	島津製作所 容量 50 リットル	2	H09.11.28	2,016,000
VOC測定装置	東亜ディーケーケー GHT-200 (リースアップ品)	1	H18.07.01 (H24.04.02)	(273,000)
フーリエ変換赤外分光光度計	サーモエレクトロン Nicolet4700 (リースアップ品)	1	H18.07.01 (H24.04.02)	(409,500)
紫外可視分光光度計	島津製作所 UV-2450	1	H19.09.11	2,310,000
放射性物質測定装置	キャンベラ社 ゲルマニウム半導体検出器	1	H24.03.19	19,425,000
超純水製造装置	ザルトリウス・ジャパン(株)アリウム H20Pro・アドバンス EDI	1	H27.02.19	1,166,400
産業廃棄物試験用遠心分離機	久保田商事(株) S700FR スイングローターRS-7504M	1	H28.02.03	1,080,000
カーボンアナライザー (環境局貸与品)	サンセット ラボラトリー カーボンエアロゾル分析装置	1	R3.10.1	(環境局リース)
ウルトラマイクロ天秤 (環境局貸与品)	ザルトリウス SE 2-F	1	H23.09	(環境局備品)
PM2.5 質量濃度測定用 恒温恒湿チャンバー式	ヤマト科学 フレキシブルクローズド チャンバー FCCZ-180Z	1	H30.03.30	6,350,400

4-7 情報広場

身近な科学情報を市民に伝える情報誌『情報広場』を、仙台市ホームページ上で発行している。

令和6年度発行

号数	内容	担当
第54号 (令和6年5月)	麻しん(はしか)について	微生物課ウイルス係
第55号 (令和6年8月)	身の回りにある家庭用品の検査(ホルムアルデヒド)について	理化学課環境水質係
第56号 (令和7年1月)	ウェルシュ菌について	微生物課細菌係

麻しん(はしか)とは

麻しんは、麻しんウイルスによって引き起こされる感染症です。麻しんウイルスの感染経路は、空気感染・飛沫感染・接触感染で、その感染力は非常に強いと言われています。

免疫を持っていない人が感染すると、ほぼ 100%発症し、一度感染して発症すると一生免疫が持続すると言われています。

今回の情報広場では麻しんについて詳しくお話します。



<p>症状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初期症状として、発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れます。 ・2～3 日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が現れます。 ・合併症として肺炎や中耳炎を発症しやすく、また、患者 1,000 人に 1 人の割合で脳炎を発症すると言われています。 ・その他の合併症として、10 万人に 1 人程度と頻度は高くないものの、麻しんウイルスに感染して数年から十数年後に、亜急性硬化性全脳炎(SSPE)と呼ばれる中枢神経疾患を発症することもあります。
<p>潜伏期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・潜伏期間は約 10 日です。
<p>予防方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・麻しんは感染力が強く、空気感染もするので、手洗いやマスクのみでは予防できません。 ・予防接種が最も有効な予防法です。麻しん含有ワクチン(主に接種されているのは、麻しん風しん混合ワクチン)を接種することによって、95%程度の人が麻しんウイルスに対する免疫を獲得すると言われています。 ・定期接種の対象者だけではなく、医療・教育関係者や海外渡航を計画している成人も、麻しんの罹患歴がなく、2回の予防接種歴が明らかでない場合は予防接種を検討してください。



麻しんかも?と思ったら

・発疹や発熱などの麻しんのような症状がある場合は、あらかじめ麻しんの疑いがあることを医療機関に電話等で伝え、受診の要否や注意点を確認してから、指示に従ってください。

・医療機関へ移動する際は、周囲の方への感染を防ぐためにもマスクを着用し、公共交通機関の利用を可能な限り避けてください。

検査について

・衛生研究所では、市内医療機関より保健所に届出のあった、麻しんが疑われる方の検体について、麻しんウイルスの検査を行っています。

採取した検体(血液、尿、咽頭拭い液)に麻しんウイルスが含まれているか、リアルタイム PCR 法で検査をします。

近年の発生状況

- ・麻しんの国内報告数は 2015 年から 2019 年まで増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症が流行した 2020 年以降、大きく減少しました。
- ・仙台市では 2019 年に 4 件の報告がありました。



※国内の 2023 年報告数は、年報が未確定のため、2023 年第 1 週～第 52 週の暫定報告値を用いています

- ・WHO が発表している麻しんの報告数も、国内同様に 2020 年に大きく減少しましたが、2021 年以降は増加傾向にあります。



※2023 年の報告数は、2024 年 4 月現在の暫定報告値を用いています

最後に

麻しん(はしか)は命に関わることもある重篤な感染症です。感染拡大を防止するためには、多くの方が免疫を獲得した状態を維持することが重要です。そのためには 2 回の定期接種の徹底に加えて、感染者の早期探知と迅速な対応が欠かせません。自分を守るためだけでなく、「自分の周りの人」や「社会を守る」ためにも、麻しんにかかったことがなく、接種歴が無い、または不明な方はワクチン接種について医療機関に相談しましょう！



参考

厚生労働省 HP(感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について-麻疹)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-14-03.html>

厚生労働省 HP(感染症情報-麻疹について)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html

国立感染症研究所 HP(感染症発生動向調査-週報(IDWR))

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

国立感染症研究所 HP(麻疹の発生に関するリスクアセスメント(2024 年第一版)(2024 年 2 月 14 日時点))

https://id-info.jihs.go.jp/risk-assessment/measles/measles_ra_2024_1.pdf

WHO HP(provisional-monthly-measles-and-rubella-data)

<https://www.who.int/teams/immunization-vaccines-and-biologicals/immunization-analysis-and-insights/surveillance/monitoring/provisional-monthly-measles-and-rubella-data>



～身の回りにある家庭用品の検査（ホルムアルデヒド）について～

◇家庭用品検査の目的と法律の概要

私たちの生活で使用している家庭用品には、いろいろな種類の化学物質がさまざまな用途で使用されています。これらの化学物質が人の健康に悪影響を及ぼすことがあります。家庭用品に含まれる化学物質による健康の被害を未然に防ぐため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（昭和 48 年）が制定されました。制定時は 5 物質が有害物質に指定され、それらの含有量等の基準が定められました。その後、家庭用品の製造技術の進歩により、いろいろな化学物質が使用され、現在は 21 物質群が指定されています。

健康への影響は？

家庭用品に含まれる化学物質により、皮膚がただれたり、咳き込んだり、目がチカチカする等の症状を引き起こすことがあります。

規制の対象となる家庭用品は？

衣類、住宅用洗剤、家庭用エアゾール製品など日常的に使用している生活用品が含まれます。ただし、他の法律で規制されている医薬品、医薬部外品、化粧品等は対象外となっています。



◇仙台市は家庭用品を検査しているの？

仙台市では、規制の対象となる家庭用品が基準に適合しているか確認するため、化学物質の検査を行っています。家庭用品衛生監視員（保健所職員）が販売店舗に立ち入り、検査のため衣類や住宅用洗剤等を買上げます（試買）。試買した家庭用品は仙台市衛生研究所で検査します。基準に違反する家庭用品が販売されていた場合には、その回収を命令することができます。

今回は、いくつかある検査のうち、衣類のホルムアルデヒドの検査について紹介します。

なぜ衣類にホルムアルデヒドが含まれるの？

ホルムアルデヒドは、消毒や防腐剤のほか接着剤や塗料等に広く使われ、水溶液は「ホルマリン」とも呼ばれます。衣類には、防しわや防縮加工、また、プリント柄を繊維に固着させるための接着剤として使用されます。衣類に残ったホルムアルデヒドが長時間皮膚に触れると、チクチクしたり、かぶれるなど炎症を起こす場合があります。



ホルムアルデヒドの基準は？

ホルムアルデヒドは、出生後 24 か月以下の乳幼児（以下、乳幼児という）用の衣類と、それ以外の衣類に対してそれぞれ基準が定められています。

基準値 乳幼児用 : 衣類 1g あたり 16 μg (マイクログラム)以下

乳幼児用以外 : 衣類 1g あたり 75 μg (マイクログラム)以下

◎乳幼児の肌は柔らかく敏感なので、より厳しい基準が定められています。

移染に注意！

衣類に含まれるホルムアルデヒドは、製造や加工によるものだけではありません。


衣類に含まれるホルムアルデヒドは、製造や加工によるものとは別に、製品の流通や店舗での陳列方法等が原因で他の製品等からホルムアルデヒドが衣類に移ってしまう場合があります。これを「移染」といいます。移染が起きないように、乳幼児用の衣類は製造から販売まで十分な配慮が必要となります。

☆ホルムアルデヒドの被害を防ぐために～


- 移染を防ぐため、乳幼児の衣類はビニール袋で包装されています。
- 購入する際に、商品を確認するときは、衣類をむやみに袋から出さないことも大切です。

◇ホルムアルデヒドの検査（乳幼児用の場合）

①体に接する部分の繊維を細かく裁断したものを約 2.5 g を量り取る。




②精製水 100mL を加え、温水浴中で抽出した溶液をろ過した溶液を試験溶液とする。



③試験溶液にアセチルアセトン溶液を加え、温水浴中で加温後、放冷する。
ホルムアルデヒドが含まれているとアセチルアセトンと反応して試験溶液が黄色に着色する。

④吸光光度計により黄色の濃さでホルムアルデヒドの濃度を測定する。



仙台市における検査結果（過去 5 年間）

仙台市での過去 5 年間の家庭用品検査数は下記のとおりです。仙台市では年間約 100 検体の家庭用品を検査しています。過去 5 年間での基準違反はありませんでした。全国では毎年数件程度のホルムアルデヒドの基準違反が報告されています。

表 家庭用品検査結果

検査項目	対象家庭用品	検査検体数				
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ホルムアルデヒド	繊維製品(衣類、寝具等で乳幼児用を含む)、接着剤	83	75	75	75	75
有機水銀化合物	繊維製品(衣類等)、くつクリーム等	7	10	10	2	2
トリフェニルスズ化合物	くつクリーム、繊維製品(衣類等)等	5	5	5	5	5
トリブチルスズ化合物	くつクリーム、繊維製品(衣類等)等	5	5	5	5	5
メタノール	家庭用エアゾル製品(消臭スプレー等)	2	2	2	2	2
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾル製品(消臭スプレー等)、家庭用洗剤	2	2	2	2	2
トリクロロエチレン	家庭用エアゾル製品(消臭スプレー等)、家庭用洗剤	2	2	2	2	2
計		106	101	101	93	93

(出典：仙台市役所ホームページ 食品・生活衛生より作成)

さいごに

ホルムアルデヒド以外にも、家庭用品にはさまざまな有害物質が含まれる可能性があります。仙台市衛生研究所では、今後も家庭用品の定期的な検査を行い、市民の安全性の確保に取り組んでいきます。

・ウェルシュ菌の概要

ヒトや動物の腸内、土壌、下水または食品など、様々な場所に生息している細菌の一種で、ウェルシュ菌と呼ばれていますが、学名は「*Clostridium perfringens*」として登録されています。この菌は、長時間、常温に置かれがちな料理（「一晩ねかせた」カレーや「味がしみ込んだ」煮物）などで、食中毒を引き起こすことがあります。

・ウェルシュ菌（図1）の特徴

酸素の無い（嫌気）状態を好み、広い範囲の温度域（12～50℃、至適温度：43～45℃）で増殖します。また、耐熱性芽胞（※）を形成します。カレーや煮物などの加熱調理食品がゆっくり冷める過程で、酸素の少ない鍋底などで、急速に増殖します。なお、ウェルシュ菌のように芽胞を形成する菌は、土壌などの自然環境中に広く生息しており、この中には、食中毒の原因となるセレウス菌やボツリヌス菌も含まれます。

※栄養・温度・水分などの発育条件が悪くなった際、生存の為、菌体内で生成する頑丈な殻をもつ種のようなものを芽胞といい、100℃、1～6 時間でも生残する芽胞を「耐熱性芽胞」といいます。

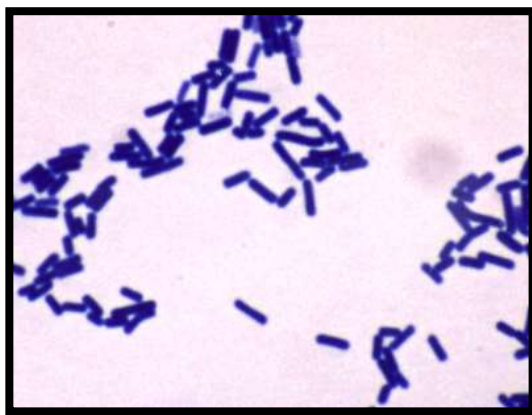


図1 ウェルシュ菌の光学顕微鏡像

・ウェルシュ菌の食中毒症状と発生状況

ウェルシュ菌の食中毒では、「6～18 時間」の潜伏期間の後、腹痛と下痢の症状を引き起こし、まれに発熱を伴います。ほとんどの場合、発症後 1～2 日で回復しますが、子供や高齢者では重症化する場合があります。これらの症状は、主にウェルシュ菌が産生する毒素によって引き起こされます。

厚生労働省の食中毒統計（R1～R5）によると、ウェルシュ菌による食中毒事件数は、全国で年間 22～30 件、年間患者数は 1,000～1,900 人程度と報告されています（図2）。なお、仙台市内でもウェルシュ菌による食中毒は、R2年に1件（患者数11人）及びR5年に1件（患者数21人）発生しています。

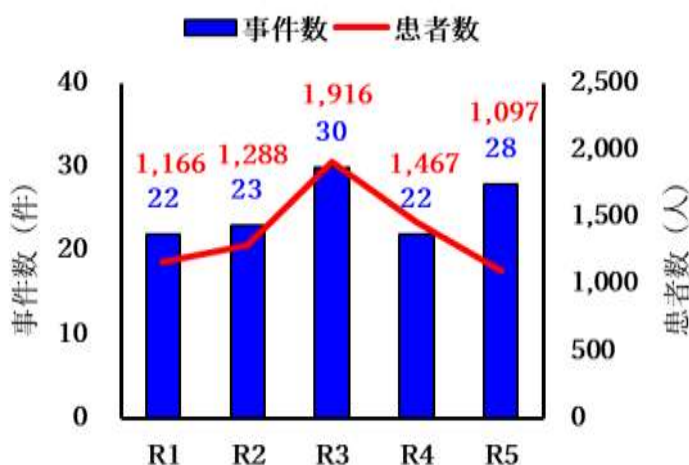


図2 ウェルシュ菌の年別食中毒発生状況(全国)

(厚生労働省 食中毒統計資料より作成)

・仙台市衛生研究所におけるウェルシュ菌の検査について

仙台市衛生研究所では、各区保健福祉センター・食品監視センターの依頼に基づき、市内で製造・販売される食品の検査を行っています。また、食中毒が発生した場合は、食品残品やふきとり検体等を検査します。

ウェルシュ菌の検査では、搬入された食品の一部を採取し、嫌気培養を行います。この時、平板培地上にウェルシュ菌特有の集落（コロニー）が、発育した場合、確認試験を実施することで、ウェルシュ菌の判定を行います（図3）。更に、ウェルシュ菌の毒素産生試験や血清型別試験を行うこともあります。一連の検査により、ウェルシュ菌が確認された場合は、速やかに保健福祉センターに情報を共有し、行政指導に役立っています。

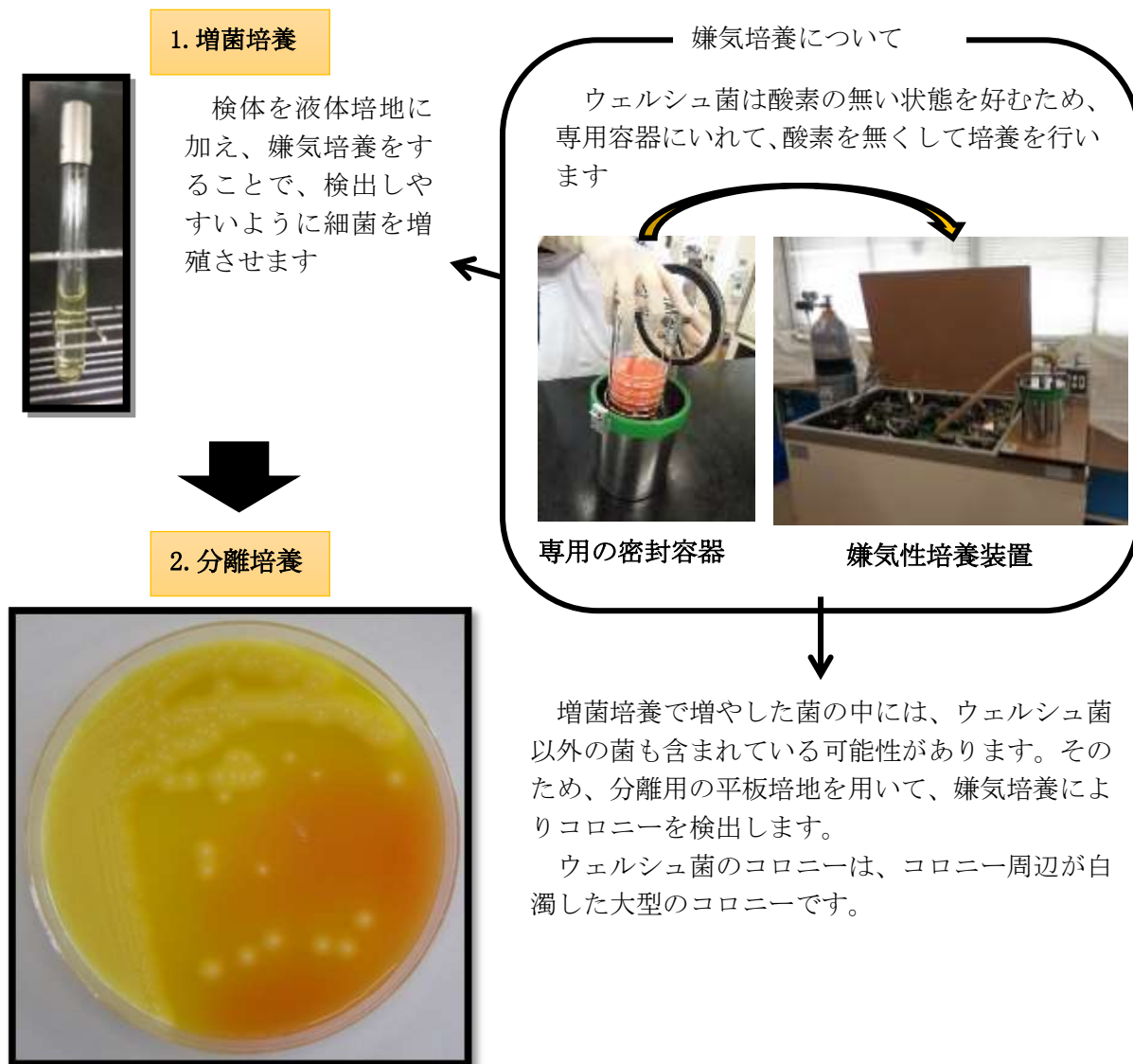


図 3-1 ウェルシュ菌の検査フロー

3. 確認試験

分離したコロニーが、ウェルシュ菌であるか遺伝子検査法などを通して、確認します



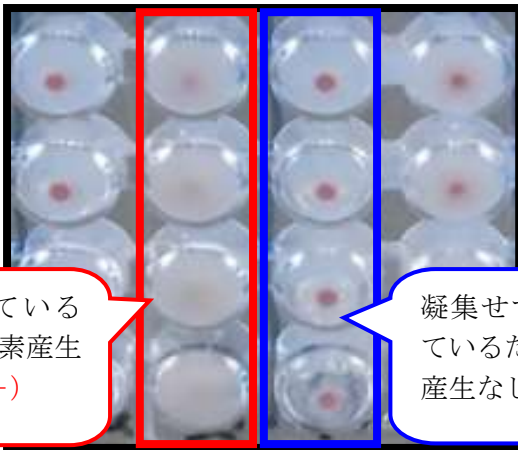
3-① 遺伝子検査

PCR法を用いて、ウェルシュ菌の特徴的な遺伝子を検出します



3-② グラム染色

菌を染色して、色や形を顕微鏡で観察します。ウェルシュ菌は、青色の細長い角形（グラム陽性大桿菌）を示します

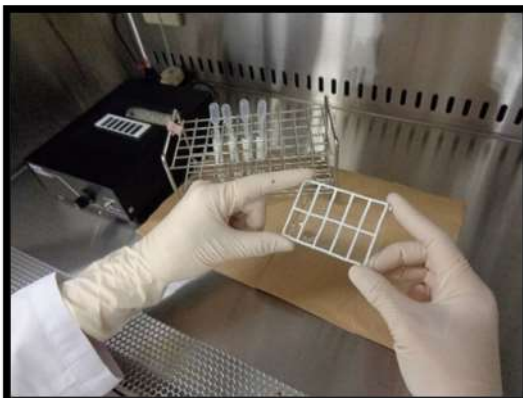


凝集しているため、毒素産生あり (+)

凝集せず沈降しているため、毒素産生なし (-)

3-③ 毒素産生試験

検出キットを用いて、毒素の産生を調べます。毒素があると試薬が反応して凝集します



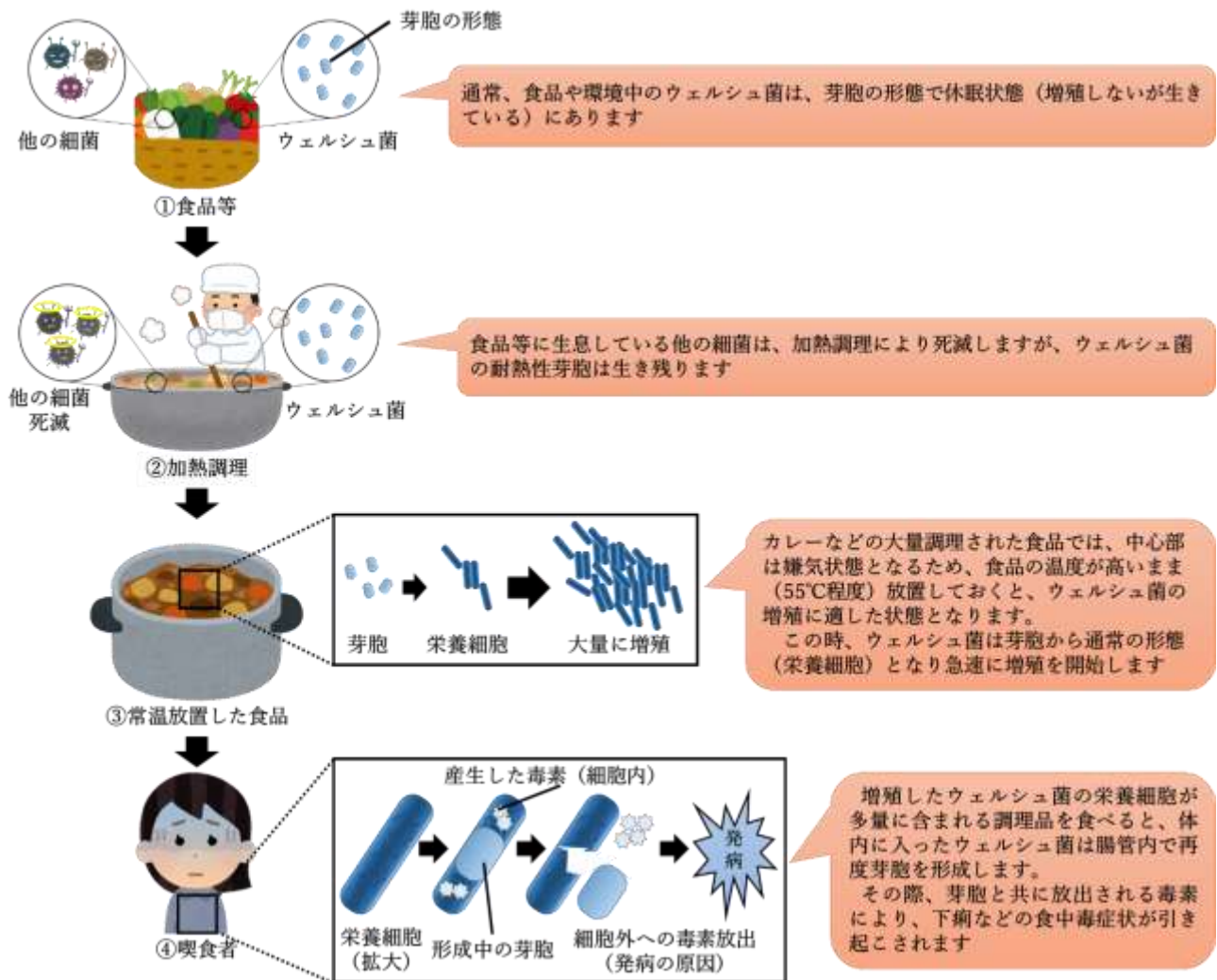
3-④ 血清型別試験

検出用血清を用いて、血清型を調べます。分離したコロニーが該当する血清型であると、抗原抗体反応により乳白色の凝集塊を形成します

図 3-2 ウェルシュ菌の検査フロー

・ウェルシュ菌の食中毒の発生と予防法

ウェルシュ菌の食中毒は下記の流れで発生すると考えられています。



-ウェルシュ菌の食中毒の予防方法-

●前日調理は避け、加熱調理後は速やかに喫食または、小分けして速やかに冷蔵保存する
⇒ウェルシュ菌の栄養細胞が食品内で増殖することを防ぎます。

●調理品の温め直しは、中心部が 75℃以上になるまで、まんべんなく火が通るように、よくかき混ぜながら、十分に加熱する
⇒増殖した可能性のあるウェルシュ菌の栄養細胞を加熱殺菌します。

【仙台市公式ホームページ】 ホーム > 暮らしの情報 > 健康と福祉 > 健康・医療 > 衛生研究所

<http://www.city.sendai.jp/bisebutsu/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryose/index.html>

4－8 仙台市衛生研究所条例

昭和34年10月5日
仙台市条例第22号

(設置)

第1条 公衆衛生の向上を図ることを目的として、保健衛生に関する諸種の試験、検査及び必要な調査研究を行うため、仙台市衛生研究所(以下「研究所」という。)を置く。

(位置)

第2条 研究所の位置は、仙台市宮城野区扇町6丁目3番19号とする。

(研究所の利用)

第3条 研究所の設備を使用し、又は保健衛生に関する試験、検査若しくは研究を研究所に依頼しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料及び手数料)

第4条 前条の規定により研究所の設備を使用する者又は試験、検査若しくは研究を依頼する者は、使用料又は手数料を納入しなければならない。

2 使用料の額は、現に要した費用の相当額として市長が別に定める額とする。

3 手数料の額は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(同法第一百四十九条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額を基準として市長が別に定める額とする。ただし、当該算定方法がない場合にあっては、現に要した費用の相当額として市長が別に定める額とする。

4 前2項の規定による使用料及び手数料(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされる同法別表第1第5号イ(2)に掲げるものに係る手数料を除く。)の額は、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む額とする。

第5条 使用料及び手数料は、これを前納しなければならない。ただし、その性質上前納することができないものについては、この限りでない。

第6条 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が定める。

4－9 地方衛生研究所等の整備における留意事項

(令和7年4月17日付厚生発 0417 第8号 厚生労働省健康・生活衛生局長通知)

一 基本的な考え方

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）においては、新型コロナウイルス感染症への対応の課題を踏まえ、地域保健分野においては、保健所を設置する地方公共団体（以下「保健所設置自治体」という。）に対して保健所体制や検査体制を含む予防計画の策定が義務づけられるなど、次の新興・再興感染症に備えた所要の改正が行われた。

こうした中、地方衛生研究所等（地域保健法（昭和22年法律第101号）第26条に規定する業務を実施する機関。地方衛生研究所として調査研究、試験検査等の業務を担う地方公共団体の機関のほか、これらの業務を保健所や研究機関等で実施する場合にはそれらの機関も含まれる。）を中心とした健康危機管理体制の強化については、地域保健法第26条において、保健所設置自治体に対し、調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び研修指導等を実施するため、必要な体制の整備、近隣の他の保健所設置自治体との連携の確保等の必要な措置を講ずる責務が規定された。

これらの規定を踏まえ、地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体は、健康危機発生に備え、管内の地方衛生研究所等の人員や設備等の体制の充実を図るとともに、地方衛生研究所等を有しない保健所設置自治体は、近隣の地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体や地方衛生研究所等との連携を確実に確保するなど、これらの機能を確保することが必要である。

また、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第47号）による改正後の地域保健法においては、地方衛生研究所等が地域保健法第26条第1項に規定する業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構が行う収集に協力するものとするのが規定されたことから、各地方衛生研究所等と国立健康危機管理研究機構との連携体制の強化が必要である。

加えて、健康危機は広域で発生し得るものであり、それぞれの保健所設置自治体や地方衛生研究所等のみでは対応が困難な場合もあることから、保健所設置自治体間や地方衛生研究所等間における平時からの連携が重要である。

これらの保健所設置自治体間や地方衛生研究所等間の連携を確保するため、広域の地方公共団体たる都道府県は、都道府県内の状況を把握し、都道府県内の関係者間の連携について主導的な役割を果たすことが必要である。

1 体制整備・連携確保のあり方

(一) 試験検査

試験検査については、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号。以下「基本指針」という。）の第三の二において「健康危機への対処に不可欠な機能であることから、人口規模や財政規模を勘案し、都道府県及び政令指定都市にあっては、地方衛生研

研究所等の設置等により自ら体制を整備することが求められること」とされている。

試験検査については、健康危機への対処に不可欠な業務として人口規模に相応する検査体制の整備が必要であることから、人口規模や財政規模を勘案し、都道府県及び政令指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）は、原則として地方衛生研究所等を設置し、健康危機に対応できる試験検査能力を発揮するための体制の確保が必要である。

一方、都道府県及び政令指定都市以外の保健所設置自治体においては、試験検査を健康危機発生時にも確実に実施できるよう、自ら地方衛生研究所等を設置するか、あるいは、平時から、都道府県や政令指定都市等の他の地方公共団体と協議し、健康危機発生時における試験検査体制について取り決めておくことが必要である。

さらに、単独の都道府県では対応困難な大規模な健康危機等の発生に備え、試験検査を確実に実施できるよう、他の都道府県とも必要な協議を行うなどの連携が必要である。

なお、保健所等で試験検査を実施する場合においては、いわゆる地方衛生研究所と同様に必要な体制整備や人材育成を図る必要がある。

また、大学などの研究機関や医療機関と提携して試験検査を実施する場合等においては、保健所設置自治体は連携先となる機関に対して提携内容に係る取決めを行っておく必要がある。

(二) 調査研究、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び関係者に対する研修指導等

調査研究、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び関係者に対する研修指導等については、基本指針の第三の二において「小規模な地方衛生研究所等では実施が困難な場合もあることから、都道府県単位でこれらの機能を有する地方衛生研究所等の設置を求め、当該都道府県内の地方衛生研究所等の関係機関に対してこれらの機能を提供することが求められること」とされている。

これらの業務については、本来全ての地方衛生研究所等がその実施に必要な機能を有することが望ましいが、あらゆる地方衛生研究所等において全ての業務を実施することは困難である。

また、調査研究や地域保健に関する情報の収集・整理は一定の人口規模を対象にすることが、研修指導等は複数の地方公共団体で一体的に実施することが、それぞれ効果的・効率的と考えられる場合もある。

これらを踏まえ、調査研究、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び関係者に対する研修指導等については、少なくとも都道府県単位で体制を整備し、都道府県内の各地方公共団体は必要に応じて連携してこれらの業務を実施することが必要である。

2 他の地方公共団体や国立試験研究機関等との連携の強化

1に基づく体制整備・連携確保が健康危機においても機能するためには、都道府県域における保健所設置自治体間の連携、地方衛生研究所等のネットワークの活用や国立健康危機管理研究機構、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院等の国立試験研究機関等（以下「国立試験研究機関等」という。）との連携が必要である。

(一) 都道府県域における保健所設置自治体間の連携

都道府県は、広域の地方公共団体として都道府県内の保健所設置自治体の状況を把握し、感

染症法に基づく都道府県連携協議会の仕組みを有効に活用するなどして、積極的に地方公共団体間の協議や調整を図ることが必要である。

都道府県の地方衛生研究所等は、当該都道府県内の他の地方衛生研究所等や保健所と情報の共有、共同研究、合同研修等を行うことを通じて、都道府県内の関係行政機関のネットワークを構築し都道府県内の連携強化を図ることが必要である。

(二) 地方衛生研究所等のネットワークの活用

地方衛生研究所等は、調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用、研修指導等を行う際、地方衛生研究所等によるネットワークに主体的に参画し、当該ネットワークの構築と維持に努める。

地方衛生研究所等によるネットワークとしては、都道府県内の地方衛生研究所等とのネットワーク、地方ごとの地方衛生研究所等のネットワークや全国規模の地方衛生研究所等のネットワークがあり、これらのネットワークを通じて、課題の共有や国立試験研究機関等との円滑な連携を進める必要がある。

(三) 国立試験研究機関等との連携

地方衛生研究所等は、国立試験研究機関等の情報収集に対して協力するとともに、国立試験研究機関等が実施する研修や技術的支援を受けるなど、国立試験研究機関等との連携を強化する必要がある。

特に、健康危機発生初期においては、国立健康危機管理研究機構と密接に連携しつつ、地域の試験検査の中核としての役割を果たすことが求められる。

また、感染拡大期などにおいては、国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用して、国内の新たな知見の収集や変異株の状況分析等を行い、保健所設置自治体や保健所、国立健康危機管理研究機構に提供するなど、サーベイランス機能を発揮することが求められる。

こうしたことを踏まえ、平時から国立健康危機管理研究機構と相互に連携し、検査体制の構築・サーベイランス機能の強化を図る必要がある。

二 地方衛生研究所等の整備・運営に係る留意事項

一の基本的な考え方を踏まえ、保健所設置自治体が地方衛生研究所等の整備・運営に当たり留意すべき事項は以下のとおりである。

1 地域保健法第 26 条第 1 項の規定に基づき地方衛生研究所等が実施する業務

(一) 調査研究

(1) 地方衛生研究所等は、次のような調査研究を行う。

- ① 疾病予防に関する調査研究
- ② 環境保健に関する調査研究
- ③ 生活環境施設に関する調査研究
- ④ 食品及び栄養に関する調査研究
- ⑤ 医薬品等に関する調査研究
- ⑥ 家庭用品、化学物質等に関する調査研究

- ⑦ 健康事象に関する疫学的調査研究
- ⑧ 健康の保持及び増進に関する調査研究
- ⑨ 地域保健活動の評価に関する調査研究
- ⑩ 試験検査方法に関する調査研究
- ⑪ その他必要な調査研究

(2) 地方衛生研究所等は、(1)に掲げる調査研究のうち、広域的に実施する必要があるものについては、地方衛生研究所等相互間又は国や大学の研究機関等の関連する他の試験研究機関との協力を強化し、プロジェクト研究、学際的総合研究等の共同研究を積極的に推進する。

(3) 調査研究の効果的な実施を図るため、必要に応じ、基本指針において都道府県及び政令指定都市に設置が求められている検討協議会等の場を活用して調査研究課題の調整等を行う。

(二) 試験検査

(1) 地方衛生研究所等は、次のような試験検査を行う。

- ① 衛生微生物等に関する試験検査（ゲノム検査を含む。）
- ② 衛生動物に関する試験検査
- ③ 水、空気等に関する試験検査
- ④ 廃棄物に関する試験検査
- ⑤ 食品、食品添加物等に関する試験検査
- ⑥ 毒物劇物に関する試験検査
- ⑦ 医薬品等に関する試験検査
- ⑧ 家庭用品等に関する試験検査
- ⑨ 温泉に関する試験検査
- ⑩ 放射能に関する試験検査
- ⑪ 病理学的検査
- ⑫ 生理学的検査
- ⑬ 生化学的検査
- ⑭ 毒性学的検査
- ⑮ その他必要な試験検査

(2) 試験検査は、健康危機において、健康危機の原因を解明し、対策を講じる上で最も重要な業務であり、各地域で必要な試験検査を滞りなく実施する必要があることから、以下に留意する。

- ① 都道府県や政令指定都市の地方衛生研究所等は、健康危機に対応することを想定して試験検査の実施体制を確保すること。

具体的には、健康危機に備えるため、主要な衛生微生物等については自ら検査できる体制を整えとともに、希少な衛生微生物等による感染症や風土病等については国立試験研究機関等や他の地方衛生研究所等と連携して対応できるよう必要な調整等を行うこと。

- ② 都道府県や政令指定都市以外の地方衛生研究所等は、自ら試験検査の実施体制を確保するほか、必要に応じて、都道府県や政令指定都市等と協議の上、都道府県や政令指定都市等の地方衛生研究所等との連携体制を確保することにより、その所在する地域の試験検査体制を確保すること。

(3) 国立試験研究機関等及び他の地方衛生研究所等と連携して、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保し、自ら実施する検査で活用するのみならず地域で検査を行う他の機関に対してそれらを提供するなど地域のレファレンスセンターとしての役割を担うとともに、自ら実施する検査も含めた地域の行政検査等の精度管理を定期的に行う。

(三) 地域保健に関する情報の収集・整理・活用

(1) 地方衛生研究所等は、次のような地域保健に関する情報の収集・整理・活用を行う。

- ① 試験検査の方法等に関する情報の収集・解析
- ② 地域保健に関する情報の収集・解析
- ③ 関係行政機関、市町村及び地域住民等への①及び②の情報の提供

(2) 地方衛生研究所等は、(1)の①及び②に掲げる業務を実施するとともに、これらの業務を通じて得られた情報から地域保健に関する新たな課題を明確化し、その課題解決のための研究を企画・実施し、その研究から得られた情報を(1)の③に掲げる業務として関係行政機関、市町村及び地域住民等に提供する。

(3) 地方衛生研究所等は、健康危機の発生時に地方衛生研究所等が分析した結果は、住民が適切に情報を受け取ることができる方法により公表するとともに、地域住民が状況を的確に認識した上で行動ができるよう、適切に情報を提供し、地域住民や関係者との相互の情報及び意見の交換(以下「リスクコミュニケーション」という。)に留意する。

(四) 研修指導等

(1) 地方衛生研究所等は、次のような研修指導及び支援を行う。

- ①保健所の職員、市町村の地域保健関係の職員その他地域保健に関する関係者の人材の養成及び資質の向上を目的とした研修指導
- ②衛生に関する試験検査機関に対する技術的支援
- ③その他必要と認められる研修指導及び技術的支援

(2) (1)に掲げる業務を効果的に実施するために、必要に応じ、検討協議会等で研修指導課題の調整等を行う。

(3) 地方衛生研究所等は、感染症のまん延の際に当該病原体等の検査を行っている機関における検査体制が迅速に立ち上がるよう、当該病原体等の検査を行っている機関に対して必要な技術支援等を行う。

2 業務の実施体制

地方衛生研究所等は、健康危機管理において、科学的かつ技術的に中核となる機関として、調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び関係者に対する研修指導等を行うとともに、これらの業務を通じて、保健所設置自治体の本庁や保健所等に対し必要な情報提供を行うとともに、本庁や保健所等と協働してリスクコミュニケーションを行うことが必要である。

このため、地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体及び地方衛生研究所等は以下に留意して地方衛生研究所等について計画的な体制整備を行う。

(一) 人員確保・人材育成

(1) 地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体の取組

- ①地方衛生研究所等における円滑な業務の実施のため、平時から地方衛生研究所等の必要な人

員の確保を図ること。

- ②健康危機発生時においては、地方衛生研究所等が健康危機に対応できるよう、臨時的な増員を行うなど適切な人員の配置を図ること。

(2) 地方衛生研究所等の取組

- ① 平時から、職員の人材育成を行い、その資質の向上に努めること。

具体的には、地方衛生研究所等における研修、複数の地方衛生研究所等で実施する合同研修、国立試験研究機関等で行われる研修の受講の機会を設けるなどの取組を通じて人材育成を行うこと。

また、健康危機発生時に迅速に対応出来るよう、定期的に、健康危機を想定した実践型訓練を実施すること。

- ② 特に、都道府県の地方衛生研究所等においては、都道府県内の体制を強化する観点から都道府県内の地方衛生研究所等による合同研修を積極的に開催するなど、自組織のみならず、都道府県内の他の地方衛生研究所等における人材育成の機会の確保に努めること。

(二) 施設・設備の整備及び物品の確保

- (1) 地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体の取組地方衛生研究所等が1に掲げる業務を十分に実施できるよう、施設及び検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保の支援を行うこと。

(2) 地方衛生研究所等における取組

- ① 科学技術の進歩に対応した施設及び設備を整備すること。

また、施設及び設備について定期的なメンテナンスを実施すること。

- ② 衛生微生物等、化学物質、その他様々な原因の健康危機において検査を担うことを想定し、平時から、検査試薬等の物品などを確保すること。

具体的には、健康危機発生時における必要な物品の数をあらかじめ計算し、備蓄場所を確保した上で、備蓄すること。

また、定期的に備蓄を管理すること。

(三) 保健所設置自治体内部、他の地方公共団体や国立試験研究機関等との連携

(1) 保健所設置自治体内部の連携

地方衛生研究所を有する保健所設置自治体は、地方衛生研究所等と当該保健所設置自治体内の関係部局において緊密な連携を図ること。

地方衛生研究所等は、感染症法に基づく都道府県連携協議会の議論に参加すること等を通じて、保健所設置自治体の本庁や保健所等との連携を図ること。

(2) 地方衛生研究所等士の連携やネットワークの活用

- ① 地方衛生研究所等は、その業務を十分に実施できるよう、他の地方衛生研究所等との連携や必要な地方衛生研究所等のネットワークに主体的に参画し、当該ネットワークの構築と維持に努めること。

- ② 都道府県の地方衛生研究所等は、都道府県内の地方衛生研究所等を取りまとめ、地方衛生研究所等士の情報共有、共同研究、合同研修の実施などを通じて必要な連携を行い、都道府県内の検査体制やサーベイランス機能を強化すること。

- ③ 地方衛生研究所等は、都道府県域を越えた地方ごとの地方衛生研究所等のネットワークを活用し、各地の地方衛生研究所等と連携してレファレンス活動や検査の精度管理等を行うこと。
- ④ 地方衛生研究所等は、全国規模の地方衛生研究所等のネットワークを活用し、地方衛生研究所等と国立試験研究機関等とが健康危機発生時に速やかに連携できるよう、健康危機発生時の対応方針について国立試験研究機関等と定期的に協議を行い、認識を一致させておくこと。

(3) 国立試験研究機関等との連携

地方衛生研究所等は、国立試験研究機関等による科学的知見の収集、整理、分析や病原体の収集、検査方法や試薬の開発の業務について自らが有する情報を積極的に提供するなどして協力するとともに、国立試験研究機関等が実施する検査担当者向けの研修を活用した人材育成の実施や外部精度管理を活用して自らの業務の質の向上に努めるなど、国立試験研究機関等との連携を強化し、全国的な検査体制やサーベイランス機能の強化に寄与するとともに、地方衛生研究所等の業務の質の向上に努めること。

特に、健康危機発生初期においては、国立健康危機管理研究機構と密接に連携しつつ、地域の試験検査の中核としての役割を果たすことが求められる。

また、感染拡大期などにおいては、国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用して、国内の新たな知見の収集や変異株の状況分析等を行い、保健所設置自治体や保健所、国立健康危機管理研究機構に提供するなどサーベイランス機能を発揮することが求められる。

こうしたことを踏まえ、平時から国立健康危機管理研究機構と相互に連携し、検査体制の構築・サーベイランス機能の強化を図ること。

(四) 健康危機対処計画に基づく健康危機対応

地方衛生研究所等は、健康危機の対応に欠かせない試験検査等の業務を担う重要な機関であり、健康危機に迅速に対応できるよう平時からの計画的な準備が必要であることから、基本指針第三の三に規定する健康危機対処計画を策定し、当該計画に沿って以下の対応を行うこと。

- ① 平時から、健康危機発生時の指揮命令システムを設定し、責任者は健康危機発生時の業務や体制の切替えを適切に判断し、所内に周知すること。
- ② 健康危機発生時には、地方衛生研究所等で勤務している職員以外の者が試験検査等の業務を行う可能性があることから、平時から、標準的な検査方法等を記載したマニュアルを作成しておくこと。
- ③ 健康危機発生時には、必要な調査研究や試験検査を行うとともに、これらの業務を通じて得られた情報について、保健所設置自治体の本庁や保健所等に対し情報提供を行うとともに、本庁や保健所等と協働してリスクコミュニケーションを行うこと。
- ④ 健康危機の対応が終了した後は、所内の健康危機対応を検証し、次の健康危機に備えること。

4-10 地域保健法及び地域保健法施行規則（抄）

I 地域保健法（抄）（改正：令和5年6月7日法律第47号、施行：令和7年4月1日）

第二章 地域保健対策の推進に関する基本指針

第四条 厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

② 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域保健対策の推進の基本的な方向

二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十四条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

四 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する基本的事項

五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項

六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

③ 基本指針は、健康危機（国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。第二十一条第一項において同じ。）への対処を考慮して定めるものとする。

④ 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第六章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置

第二十六条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行うため、必要な体制の整備、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

② 前項に規定する業務を行う第五条第一項に規定する地方公共団体の機関（当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。次項において「地方衛生研究所等」という。）は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与するため、当該業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構が行う国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十三条第一項第五号及び第六号に掲げる業務（これらの規定に規定する収集に限る。）に協力するものとする。

③ 地方衛生研究所等は、その職員に対し、国立健康危機管理研究機構が行う研修、技術的支援その他の必要な支援を受ける機会を与えるよう努めるものとする。

第二十七条 国は、前条第一項に規定する措置、同条第二項の規定による協力及び同条第三項の規定による機会の付与が円滑に実施されるように、第五条第一項に規定する地方公共団体に対

し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

II 地域保健法施行規則（抄） （改正：令和七年二月一八日厚生労働省令第一〇号）

（地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関連する業務）

第四条 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 専門的な知識及び技術に基づく地域保健に関する情報の収集、整理及び活用
- 二 地域保健対策に係る人材の資質の向上のための保健所の職員その他地域保健に関する関係者に対する研修、指導その他の支援
- 三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六条第一項に規定する地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びに前二号に掲げる業務に関して必要な業務

附 則（令和七年二月一八日厚生労働省令第一〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

4-11 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（抄）

（最終改正：令和7年3月7日厚生労働省告示第52号）

少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加など住民の生活スタイルも大きく変化するとともに、がん、循環器病、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患等の非感染性疾患（NCDs）の増加、新興・再興感染症の感染拡大をはじめとする健康危機に関する事案の変容など地域保健を取り巻く状況は、大きく変化している。

一方、地方公共団体間において地域保健に係る役割の見直しが行われる中、地域保健の役割は多様化しており、行政を主体とした取組だけでは、今後、更に高度化、多様化していく国民のニーズに応えていくことが困難な状況となっている。

また、保健事業の効果的な実施のほか、高齢化社会に加え、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、社会保障を維持・充実するため支え合う社会の回復が求められている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う対応に当たっては、保健所において業務負担が増大し、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等（以下「地方衛生研究所等」という。）において感染初期の段階における検査体制が十分でなかったなどの課題が指摘された。これらの課題は、新興・再興感染症の感染拡大以外の健康危機やこれらが複合的に発生した場合への対応にも通じるものであり、これらの課題を克服し、保健所や地方衛生研究所等が健康危機に対応すると同時に地域保健対策の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な体制強化に向けた取組を着実に推進することが必要である。

こうした状況の変化に的確に対応するため、都道府県及び市町村（特別区を含む。第二の一の2及び3を除き、以下同じ。）において、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター、地方衛生研究所等を相互に機能させ、医療、介護、福祉等に係る関係機関との連携や、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（以下「ソーシャルキャピタル」という。）を活用した住民との協働による地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要である。

この指針は、地域保健体系の下で、市町村、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とする。

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

二 地域における健康危機管理体制の確保

1 健康危機管理体制の確保

都道府県及び市町村は、地域において発生し得る健康危機に対して、迅速かつ適切な危機管理を行えるよう、当該健康危機の際に生じ得る地域住民への精神的な影響も考慮した上で、地域における健康危機管理体制を構築する必要がある。

このため、都道府県及び市町村は、本庁及び保健所等における健康危機管理に関する事務分担が不明確であること又は本庁と保健所の持つ機能が不均衡であることがないよう、それぞれの保健衛生部門の役割分担をあらかじめ明確にするほか、健康危機に関する情報が、健康危機管理体制の管理責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、当該管理責任者の下で一元的に管理される体制を構築するとともに、管理責任者から都道府県及び市町村の保健衛生部門に対する指示が迅速かつ適切に伝達される必要がある。また、他の地方公共団体を含む関係機関及び関係団体との連携及び調整も図る必要がある。なお、健康危機管理体制の管理責任者は、地域の保健医療に精通しているという観点から保健所長が望ましい。

併せて、健康危機発生時に備えた研修や訓練の実施、健康危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、当該危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて、平時から健康危機発生時に備えて計画的な体制整備を行う必要がある。

保健所や地方衛生研究所等においては、健康危機が発生した場合に、地域における健康づくりなどの地域住民に必要な地域保健対策全般の業務についても適切に実施できるよう、外部委託や一元化、ICTの導入などを積極的に

推進することで、効果的・効率的に地域保健対策を推進する必要がある。

なお、ICTの導入などの際には、関連するシステム間の互換性に留意することが必要である。

都道府県、政令市(地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号。以下「令」という。))第一条に規定する市をいう。以下同じ。)及び特別区は、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書を作成するとともに、これらの手引書、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)に基づく予防計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。)に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、各保健所及び地方衛生研究所等において健康危機対応計画を策定する必要がある。

なお、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、保健所及び地方衛生研究所等において手引書や業務マニュアル等が既に作成されている場合には、これらの見直しにより、健康危機対応計画として差し支えない。

また、政令市及び特別区においては、政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書を保健所の健康危機対応計画と一体的に作成して差し支えない。

政令市及び特別区を除く市町村(以下「保健所設置市等以外の市町村」という。)は、健康危機発生時に、当該保健所設置市等以外の市町村を管轄する保健所と協力して生活環境の整備や、地域住民への情報提供、知識の普及等の業務を実施できるよう必要な準備を行う必要がある。

また、保健所設置市等以外の市町村は、健康危機管理の対応について定めた手引書を作成する必要がある。当該手引書は、当該保健所設置市等以外の市町村を管轄する保健所の協力を得ながら、当該保健所が策定する健康危機対応計画を踏まえ、作成する必要がある。

2 大規模災害への備え

都道府県及び市町村は、大規模災害時に十分に保健活動を実施することができない状況を想定し、他の地方公共団体や国とも連携して、大規模災害時の情報収集、医療機関との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援及び人材の受入れ等に関する体制を構築する必要がある。

3 広域的な感染症のまん延への備え

(一) 基本的な考え方

感染症のまん延時においても、地域における健康づくりなどの地域住民に必要な地域保健対策が継続して実施できるよう、都道府県、政令市及び特別区は、必要な体制を整備するとともに、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化し、密接に連携する必要がある。

保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所等については都道府県、政令市及び特別区における感染症対策においても科学的かつ技術的に中核となる機関として、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能強化をはじめとした取組を行う必要がある。

(三) 広域の地方公共団体たる都道府県における取組

都道府県は、感染症のまん延のおそれがあるときには市町村の区域を越えた対応が求められることから、感染症法に基づく都道府県連携協議会を活用し、自治体間の役割分担や連携内容を平時から調整する必要がある。また、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築するとともに、都道府県域内の保健所、地方衛生研究所等の人材育成を支援する必要がある。感染症のまん延の際には、情報集約、自治体間調整、業務の一元化等の対応により、政令市及び特別区を支援する必要がある。

感染症のまん延の際においては、国、他の都道府県、管内の政令市及び特別区等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関及び福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援などを行う必要がある。

(四) 保健所を設置する都道府県、政令市及び特別区における取組

都道府県、政令市及び特別区は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集及び分析等の専門的業務を十分に実施するために、感染症のまん延を想定し、各保健所や地方衛生研究所等における人員体制や設備等を整備する必要がある。

また、感染症のまん延の際、迅速にまん延時の体制に移行し、対策が実行できるよう、感染症法に基づく予防計画を策定する際には、保健所体制や検査体制に留意する必要がある。

また、感染症のまん延に備え、国、都道府県及び国立健康危機管理研究機構の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や地方衛生研究所等の人材育成に努めるとともに、保健所や地方衛生研究所等を含め、感染症のまん延を想定した実践型訓練を実施する必要がある。

さらに、感染症法に基づく都道府県連携協議会や地域保健医療協議会等を活用し平時から保健所、地方衛生研究所等の職員のみならず、管内の保健所設置市等以外の市町村、教育機関、学術機関、消防本部、検疫所などの関係機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する必要がある。

さらに、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、都道府県、政令市及び特別区は、各管轄地域内での感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る疫学調査等による感染状況に係る情報の共有に努める必要がある。

三 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

1 科学的根拠に基づく地域保健対策に関する計画の策定と実施

国、都道府県及び市町村は、地域の健康課題について、住民の健康を阻害する要因を科学的に明らかにするとともに、疫学的な手法等を用いて地域保健対策の評価等の調査研究を行うことにより、科学的根拠に基づく地域保健対策に関する計画の策定など地域保健対策の企画及びその実施に努める必要がある。

また、健康づくりに関する計画、がん対策に関する計画、母子保健に関する計画、健康危機管理に関する計画等の地域保健対策に関する計画(2において「計画」という。)について、地域において共通する課題や目標を共有し推進することが望ましい。

2 計画の評価と公表の推進

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関して、それぞれが共通して活用可能な標準化された情報の収集、分析及び評価を行い、その結果を計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題とその解決に向けた目標の共有化を図り、地域保健対策を一体的に推進することが重要である。なお、保健所及び地方衛生研究所等は、技術的中核機関として、情報の収集、分析及び評価を行い、積極的にその機能を果たす必要がある。

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

3 地域における健康危機管理の拠点としての体制・機能

(二) 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらとの連携が確保された健康危機管理体制の整備に努めること。感染症については、国立健康危機管理研究機構、地方衛生研究所等の研究機関と連携の上、検査の精度管理に努めるとともに、感染情報の管理等のためのシステムを活用し、最新の科学的知見に基づく情報管理を推進すること。

(三) 健康危機の発生時に専門技術職員による調査業務その他の保健活動が迅速かつ適切に行われるよう、平時から健康危機の発生時における全庁的な人員配置及び職員の業務分担、外部からの応援職員を円滑に受け入れるための体制を検討するとともに、職員等に対し研修等を必要に応じて実施すること。

第三 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する基本的事項

地域の特性に即した地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力を高めるためには、科学的な知見を踏まえることが重要である。

このため、国並びに都道府県、政令市及び特別区は次のような取組を行うことが必要である。

一 基本的な考え方

都道府県、政令市及び特別区は、地域保健法第二十六条第一項の規定に基づき、地域において専門的な調査及び研究並びに試験及び検査等のために必要な地方衛生研究所等の設置や人材の確保・育成等の体制の整備、近隣の他の地方公共団体との連携の確保等の必要な措置を講じなければならないこと。

保健所は、快適で安心できる生活の実現に資するため、地域の抱える課題に即した、先駆的又は模範的な調査及び研究並びに試験及び検査等を推進すること。

地方衛生研究所等は、保健所等と連携しながら、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査等を推進すること。また、これらの業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構が行う収集に協力すること。

国は、地方衛生研究所等による国立健康危機管理研究機構への協力が円滑に実施されるよう必要な助言、指導その他の援助の実施に努めること。

都道府県及び政令指定都市は、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の行政機関等による検討協議会を設置し、計画的に調査、研究等を実施するために必要な企画及び調整を行うこと。

国は、国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関等において、全国的規模で行うことが適当である又は高度の専門性が要求される調査及び研究を推進するとともに、国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関及び地方衛生研究所等との連携体制を構築すること等により、地方衛生研究所等に対する技術的支援を行うこと。

国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関、地方衛生研究所等における地域保健に関する調査及び研究については、新たな政策課題を認識した上で、その課題設定及び分析評価を行うとともに、検査精度及び検査件数等の規模の双方の要請を満たすものとする。

調査及び研究の成果等は、関係法令を踏まえつつ、関係機関及び国民に対して、積極的に提供すること。

二 地域保健法第二十六条第一項に規定する業務

地域保健法第二十六条第一項に規定する業務のうち、試験及び検査については、健康危機への対処に不可欠な機能であることから、人口規模や財政規模を勘案し、都道府県及び政令指定都市にあっては、地方衛生研究所等の設置等により自ら体制を整備することが求められること。

一方、調査及び研究、地域保健に関する情報の収集・整理・活用並びに地域保健に関する関係者に対する研修指導については、小規模な地方公共団体では実施が困難な場合もあることから、都道府県単位でこれらの機能を有する地方衛生研究所等の設置等を求め、当該都道府県内の地方衛生研究所等の関係機関に対してこれらの機能を提供することが求められること。

また、都道府県、政令市及び特別区は、平時から、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の関係機関間の連携が図られるようにするとともに、管内の保健所設置市等以外の市町村、関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関及び民間の検査機関との連携を図ること。

三 地方衛生研究所等の機能強化

地方衛生研究所等は、病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所等、国立健康危機管理研究機構、国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図ること。

地方衛生研究所等は、健康危機管理においても科学的かつ技術的に中核となる機関として、調査及び研究並びに試験及び検査を通じて、都道府県、政令市及び特別区の本庁や保健所等に対し情報提供を行うとともにリスクコミュニケーションを行うこと。

また、地方衛生研究所等を有する都道府県、政令市及び特別区は、地方衛生研究所等の計画的な人員の確保や配置を行うとともに、地方衛生研究所等は、国立健康危機管理研究機構及び国立試験研究機関との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークの活用を通じて、その職員に対し研修等の機会を与えるなど継続的な人材育成を行うこと。さらに、国は、地方衛生研究所等によるその職員に対する研修等の機会の付与が円滑に実施されるよう必要な助言、指導その他の援助の実施に努めること。

地方衛生研究所等は、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立健康危機管理研究機構との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新たな感染症に係る知見の収集、国立健康危機管理研究機構への地域の状況等の情報提供、地域の変異株の状況の分析、都道府県、政令市及び特別区の本庁や保健所等への情報提供、民間の検査機関等における検査等に対する技術支援

等の実施などを通じサーベイランス機能を発揮することが求められること。

これらを踏まえ、地方衛生研究所等は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定すること。

仙台市衛生研究所報 第54号

(令和6年度)

令和8年3月 発行

編集・発行

仙台市衛生研究所

〒983-0034

仙台市宮城野区扇町六丁目3番19号

TEL 022 (355) 2427

FAX 022 (786) 8253